

公益信託 松山青年会議所交通遺児等育英基金
平成 30 年度 奨学生募集要項

1. 奨学生の資格 *右記の事項すべてに該当する者	(1) 交通事故のため、両親又はそのいずれか一方が死亡し、又は重度の心身障害の常況にある者 (2) 前号の事情により、経済的に就学困難であると認められる者 (3) 向学心に富み、かつ、成業の見込みがある者 (4) 松山市内に居住し、平成 30 年 4 月に高等学校在籍の者 (5) 在籍する学校の推薦を受けることができること
2. 奨学金の額	月額 10,000 円を給与 ※本奨学金は返済不要です（他の奨学金との併給も可能です）
3. 給付時期・方法	(1) 給付時期：毎年度 4, 7, 10 及び 1 の各月を給付月とし、以降の 3 ヶ月分に相当する金額を給付します。 (2) 給付方法：奨学金給付申請書に記載の銀行等の口座に振込みます。
4. 給付期間	奨学生が在籍する学校の正規の最短修業期間とし、中途より給付の場合はその残りの修業期間を限度とします。なお、奨学生が休学又は長期欠席したとき等、奨学生としての資格を失った時は、奨学金の給付を休止、停止或いは廃止します。
5. 選出奨学生数(予定)	総申請者の中から若干名 ※現在高校 3 年生で上記（4）以外の資格に該当し、申請を行いたい方は、下記照会先へお問い合わせください。
6. 申請手続	(1) 奨学金受給を希望する申請者は、在籍学校の推薦を受け、下記書類を学校経由で下記受託者にご提出ください。 ① 奨学金申請書 ② 前年度の学業成績及び収入状況を証明する書類 ③ 交通事故証明書(交通事故証明書が入手不能な場合は、受託者にご相談ください) (2) 応募期間： <u>平成 29 年 10 月 1 日～平成 29 年 11 月 10 日</u> （必着） (3) 申請書は下記照会先記載の URL からダウンロードしてください（お電話でのご請求も承ります）。 なお、応募書類は返却いたしませんのでご了承ください。 (4) 申請書類の提出先：下記提出先あてに郵送
7. 奨学生の選考・決定及び通知	(1) 選考方法：各校より推薦された奨学金申請書類を当基金運営委員会に付議し、選考します。 (2) 決定通知：平成 29 年 12 月頃に、選考結果を学校長を經由して申請者に通知します。尚、現中学 3 年生は高校入学により正式に奨学生として採用されます。
8. 近況報告書の提出	奨学生は、毎学年末に在籍する高等学校の校長を經由して、近況報告書を受託者に遅滞なく提出しなければなりません。未提出の場合は、次年度からの支給が停止となりますのでご注意ください。

【申請書の提出先・照会先】

〒105-8574 東京都港区芝 3-33-1

三井住友信託銀行 個人資産受託業務部 公益信託グループ
松山青年会議所交通遺児等育英基金 申請口

TEL 03-5232-8910(受付：平日 9 時～17 時) FAX 03-5232-8919

申請書 URL <http://www.smtb.jp/personal/entrustment/management/public/example/list.html>